発行:2023.12.25

中央区社会福祉協議会 成年後見支援センターすてっぷ中央

# すてっぷ デ 通信 VOL.6

## 親族後見人って何ですか?



離れて暮らす高齢の母の様子が心配。"後見人"という言葉を聞くことも増えてきたけど後見人って何をするんだろう?そもそも後見人になるためにはどうすればいいんだろう? やはり後見人には専門職しかなれないんだろうか・・・

成年後見制度は認知症や障害などにより判断能力が不十分な方を支援する制度です。 親族(配偶者・親・子・兄弟姉妹など)が後見人等になる場合を「親族後見人」と呼んでおり、 本人に代わって財産管理や契約代行などを行います。

専門職(司法書士、弁護士、社会福祉士など)が後見人に選任される割合が高いですが、親 族後見人の重要性は年々高まりを見せています!



中央区社協 イメージキャラクター 「ニジノコ」



親族後見人という形があることは分かったけど成年後見制度に関することがすべて 初めてだから福祉や法律の専門家ではない自分に手続きができるか不安だなぁ~

社会福祉協議会では、親族後見人やこれから親族申立を検討されている方に対して、下記のようなサポートを行っています♪



### ①親族申立のサポート(申立支援)

親族申立を検討されている方のご相談に応じ、書類作成のサポートやご希望に応じて専門職のご紹介を行っています。(相談料・紹介料無料)また、「成年後見制度」に関する基本的な制度説明も行っています。お気軽にご相談ください。

#### ②後見業務に関する各種相談

家庭裁判所から親族後見人に選任されたのち、判断に迷う事象が発生した際や専門家の意見を確認したい場合などの相談に応じています。また、後見監督人が選任されている場合の報酬助成も実施しています。(助成対象要件あり)

### ③親族後見人講座、交流会の開催

親族後見人やこれから親族後見人になられる方を対象に申立講座や親族後見人向け講座·交流会を年3回開催しています。親族後見人ならではの疑問や問題について学ぶと同時に親族後見人同士のつながりづくりも行っています。



申立の段階から分からないこともサポートしてもらえるんですね。その他にも交流会で親族後見人同士のつながりも築けそうで安心しました。





### 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会のご紹介♪

中央区では認知症や障害などにより判断能力が低下し、権利擁 護支援を必要とする人を"地域"で見守る体制づくりの推進を目的 に『権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会』(以下、連絡会) を年に2回開催しています。連絡会には地域で活動する医療・福 祉・司法・公共機関・当事者団体といった幅広い団体が参加してお り、活発な意見交換が行われています。

今年度は9月に1回目の連絡会を開催し、日頃の業務や生活で 感じている権利擁護支援の『壁』についてグループワークを実施しま した。参加された方からは「普段関わる機会の少ない専門職の意見 を聞くことができ、大変有意義な時間になった。」「権利擁護の課題 をどのように解決していくか考えるきっかけになりました。」といった前 向きなお話が多く聞かれました。今年度2回目の連絡会は令和6 年 | 月に開催予定です。引き続き、権利擁護支援のネットワークづく りに向けて取り組んでいきます!





# 成年後見制度 『出前講座』を実施します



### ★成年後見制度とは・・・

認知症や障害により判断能力が不十分な方が安心してそ の人らしい生活を送れるよう援助者(後見人等)を選び、本 人の権利や財産を守る制度です。

「すてっぷ中央」では、成年後見制度の普及と周知を目的 に、出前講座を実施しています。

費用はかかりませんので、お気軽にお問い合わせください。

### 【要件】

- ・出前の範囲は中央区内に限ります。
- ・日時や内容については事前にご相談ください。

### 職員コラム

すてっぷ中央で実施する事業の利用者と関わる 中で、ご本人の希望を伺うこと、さまざまな話を することの大切さを改めて感じています。話を通 して、生活で大切にしてきたことや、考え方・価値 観を知ることができます。ご自分の考えをうまく 伝えることが難しい方であっても、周りの支援者 がその人の考え方や大切にしてきたことを知って いることで、ご本人の意向を代わりに伝えること ができることもあります。さまざまな情報を得るこ とは、おひとりおひとりが希望する生活を送るた めの重要なヒントになると考えています。みなさん もご家族やご友人など、身近な人といろいろな 話をしてみませんか♪

(A)

### お問合せ・ご相談先 📞

中央区社会福祉協議会 成年後見支援センターすてっぷ中央

〒104-0032 中央区八丁堀 4-1-5 1階

**本:**03-3206-0567 FAX:03-3523-6386 □ : step@shakyo-chuo-city.jp